

## Q&A 事例集

最近いただいたご質問をいくつかピックアップしてご紹介させていただきます。

(医療法人成りの際に措置法 26 条が使えなくなるのでは?)

Q1：来年以降に医療法人成りをしようと思っています。医療法人成りする場合は、個人の所有する事業用の資産を医療法人に引き継ぐことになると思うのですが、この引継は譲渡に該当すると思います。

医療法人成りの直前の個人診療所の社会保険診療収入は年間 5,000 万円以下で、事業所得に係るその他の収入金額を合わせても 7,000 万円以下になる予定ですが、上記の資産の引継に係る譲渡収入を合わせると個人の年間の収入金額が 7,000 万円を超える場合、措置法 26 条の概算経費を用いて所得計算をすることは出来ないのでしょうか?

A1：本件は措置法 26 条により概算経費率により計算した金額を必要経費として税額を計算することが**出来ます**。

(解説)

医療法人成りの際に医療法人の事業開始時期により個人診療所で措置法 26 条の概算経費を利用することが可能ですが(参考：医業経営FP News No.56)、税制改正により個人診療所の場合平成 26 年分以降概算経費を用いて事業所得を計算できる要件として、①社会保険診療報酬が 5,000 万円以下であることに加えて、②全体の総収入金額が 7,000 万円以下であることが追加されます(参考：医業経営FP News No.132)。

ただし、②の総収入金額は**事業所得に係るものに限られますので**、本件のような譲渡収入や不動産賃貸の収入・株式の売却等による収入は基本的に考慮する必要はありません。

(個人診療所の事業主も年金は減額されるのか?)

Q2：個人診療所を経営しています。もうすぐ年金を受け取る年齢に達するのですが、引き続き診療所で事業を行っている場合、年金の受給額は減らされるのでしょうか?

A2：**減額されません**。

(解説)

いわゆる「在職老齢年金」という制度により、一定額以上の給与収入がある年金受給者は年金受給額が減額されます(参考：医業経営FP News No.86)。

ただし、この制度は厚生年金に加入して給与を受け取っている場合に対象となりますので、本件のような厚生年金に加入できない**個人事業主の場合や法人の非常勤役員等**には本制度は適用されず、年金受給額は減額されません。

(医療機器は税額控除を受けることが出来るか?)

Q3：安倍政権の税制改正の目玉の一つとして「投資減税」が挙げられているようですが、医療機器を購入した場合に税額控除を受けることは出来るのでしょうか?

A3：**現行制度上は税額控除を受けることは出来ません**。

(解説)

税法上、税額控除を受けることが出来る資産が規定されていますが、その中に医療機器は含まれていません(参考：国税庁ホームページ「<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/hojin/27/06.htm>」)。また、平成 25 年度税制改正で導入された「経営改善指導による設備投資税制(措置法 42 の 12 の 3)」の対象事業に「医療業(日本標準産業分類中分類 83)」は含まれていませんので、当該税制の適用もありません。

ただし、一定の要件に該当する医療機器は、取得価額の 12%の特別償却を行うことが出来ます。

(担当：藤澤 文太)